多のは「ルー」とマナーを 責任を持って飼いましょうと

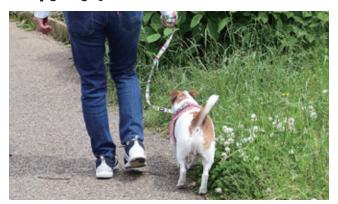
犬や猫などのペットは、「コンパニオンアニマル(伴侶動物)」と して、多くの人の生活に欠かせない存在となっています。その一方 で、飼育放棄や虐待事件、鳴き声やふん尿の放置などのペットに係る トラブルが多く発生しています。

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。この機会に、ペット の正しい飼い方について考えてみませんか。

問 環境衛生課 ☎712・6495 ID 1022906

犬の正しい飼い方

🍄 屋外に連れ出すときは、引き綱(リード)を つけましょう



犬の放し飼いは「千葉県動物の愛護及び管理に関する条 例」で禁止されています。

「小型犬だから」「しつけができているから」などの理 由で放してしまい、突然、人をかんだり、飛びついたりし てけがを負わせる場合があります。また、犬自身が交通事 故でけがをしたり、行方不明になる場合もあります。家の 外では必ずリードをつけましょう。「散歩中ぐらい犬を好 きに歩かせたい」という理由でリードを長くすると、歩行 者や自転車と接触する危険があるため、リードの長さにも 注意してください。

犬の安全を守るためにも、飼い主の安全を守るために も、散歩に連れ出す前に「リーダーウオーク」をマスター しておくとよいでしょう。「リーダーウオーク」とは、犬 が飼い主の歩調に合わせて付かず離れず寄り添って歩く ことです。「リーダーウオーク」を身につけることによっ て、人と犬の信頼関係が生まれ、犬を危険から守り、拾い 食いなども防げます。

👺 ふん尿の後始末をしましょう

家の前や公共の場所をふん尿で汚され、迷惑している人が年々 増えています。もし、散歩中にふんをしてしまった場合は袋に入 れて持ち帰り、尿の場合はペットシーツで吸い取り、最後は水で 流しましょう。

また、トイレトレーニングを行い、飼育場所も常に清潔にして 悪臭や、はえなどを発生させないように気をつけましょう。周辺 の環境を清潔に保つことは、飼い主の当然のマナーです。

🎍 ほえ声が他人の迷惑にならないように注意 しましょう



犬のほえる声は、直接苦情を言われなくても、近隣の迷惑にな っている場合があります。

犬がほえるには理由があります。叱るだけでなく、しつけの本 を読んだり、訓練士に相談してなぜほえているか理解し、その原 因を取り除いてあげましょう。高齢による認知障がいの場合は、 獣医師に相談しましょう。

狂犬病の予防注射

ID 1015670

狂犬病は、ウイルスによって起こる感染症です。犬だけでなく、 人を含むすべての哺乳動物に感染します。人が感染して発症する と、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。人の場合、狂犬病に感 染した犬などにかまれて感染することが多いといわれています。

愛犬を守るだけでなく、多くの人の安全のためにも、狂犬病予防 注射を毎年必ず接種しましょう。また、飼い犬には「登録鑑札」と … せることが必要です。

「狂犬病予防注射済票」を装着することが義務付けられています。 ただし、マイクロチップを装着し、情報を登録した犬は、登録鑑札

万が一、飼い犬が人をかんでしまったときは、保健所へ届け出を し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさ

🍄 市の委託を受けた動物病院で接種する場合

市の委託を受けた動物病院で接種する場合は、犬の登録番号が 分かるものをお持ちください。接種と同時に狂犬病予防注射済票 が交付されます。対象の動物病院は、市ホームページをご覧くだ さい。

🙅 市の委託を受けていない動物病院で接種 する場合

動物病院から「狂犬病予防注射済証明書」が発行されま すので、環境衛生課(市役所6階)の窓口で狂犬病予防注 射済票の交付申請をしてください(手数料550円)。



マイクロチップの装着・情報登録

ID 1036089

6月1日から、「改正動物愛護管理法」が施 行され、ブリーダーやペットショップなどで販 売される犬や猫へのマイクロチップの装着が義務 付けられました。犬や猫を購入したり、譲り受けたり して飼い主になる際には、情報の登録をしましょう。

装着するマイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の 円筒形で、個体識別番号が記録されています。この番号を専用の リーダーで読み取ることで、データベースに登録されている飼い 主の情報と照合することができます。

マイクロチップは、動物病院などで獣医師が専用の注射器を使っ て皮下に埋め込みます。一度埋め込むと、首輪や名札のように外れ落 ちる心配が少なく、半永久的に読み取りが可能です。これまでも日本 獣医師会が登録事業を行っていますが、マイクロチップを装着した ことによる副作用などの障がいは、ほとんど報告されていません。

以前から犬や猫を飼っている場合はマイクロチップの装着は義務 ではありませんが、犬や猫が迷子になった場合などにマイクロチッ プが装着されていると飼い主の元へ戻る確率が高まります。できる だけ装着と登録をしましょう。

情報の登録

必要書類

- ■マイクロチップが装着されている犬や猫を登録する場合…販売店や前の飼 い主から受け取った登録証明書
- ●新たにマイクロチップを装着した犬や猫を登録する場合…獣医師から発行 されるマイクロチップ装着証明書

登録方法

(公社)日本獣医師会マイクロチップ登録申請システムウェブサイトhttps:// www.aipo.jp/apply/から登録

手 数 料

1回300円

登録が完了すると、ウェブサイトで登録証明書 が発行されますので、ダウンロードして大切に保 管してください。

なお、マイクロチップを装着し、情報を登録し た場合、市への畜犬登録と登録鑑札の交付申請は 不要で、鑑札の交付もありません。

飼い主の住所や氏名、電話番号が変更になった 場合や、犬や猫が亡くなった場合も届け出が必要 です。詳しくは、公社日本獣医師会マイクロチップ 登録申請システムウェブサイトをご覧ください。

(公社) 日本獣医師会 ☎03・6384・5320

申し込み

市内には2つのドッグランが あり、飼い犬を運動させること ができます。

●浦安公園ドッグラン

所 浦安公園内 利用時間 午前8時~午後7時

浦安ドッグラン

所 運動公園隣 利用時間 午前8時~午後8時

月~金曜日午前9時~午後4時に、以下 の書類を持って環境衛生課(市役所6階) へおいでください。

▶畜犬登録鑑札または登録番号が確認でき るもの

▶ 1年以内の狂犬病予防注射済票または狂 犬病予防注射が済んでいることが確認で きるもの

▶接種したワクチン(3種以上)の証明書

▶愛犬ノート(お持ちの方のみ)



市・県民税(住民税)の第1期納期限は 6月30日 1分

市民税・県民税(住民税)の納め方

自営業などの方

個人で納める〈普通徴収〉

「市民税・県民税納税通知書」を6月10日金に発送しま す。同封の納付書を指定金融機関窓口(市役所2階)、金融機 : 等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決 : 関(銀行・信用金庫など)、ゆうちょ銀行、コンビニエンスス:定通知書」に記載の金額を、毎月給与から:ます。6月10日巤に、天引き額を記載した「市 トア(バーコードが印字された納付書のみ)に持参するか、: 天引きします。転職した場合は、納付方法 : 民税・県民税納税通知書」を発送します。 スマートフォン決済アプリを利用して納めてください。 について新しい勤務先へご相談ください。

サラリーマン・給与所得の方

給与から天引きで納める〈特別徴収〉

5月11日に勤務先へ発送した「給与所得

4月1日現在65歳以上で年金所得に対して 巾・県氏柷(住氏柷)か課柷されている万

年金から天引きで納める〈特別徴収〉

年6回の公的年金支給時に、年金から天引きし

| ^{令和4年度}| 課税・非課税証明書の発行

6月10日 金から、市民税課(市役所2階)・各駅前行政サービスセン ター・コンビニエンスストア(利用者証明用電子証明書を記録したマイ

ナンバーカードをお持ちの方のみ)で発行できます。なお、給与から の特別徴収のみの方は、市民税課で発行しています。発行する際には、 運転免許証などの本人確認ができるものの提示が必要で、手数料は1通 300円です。

問 税金の計算方法・課税証明について=市民税課 ☎712・6212 納税方法・納税証明について=収税課 ☎712・6229

ID 1009680